

令和6年度 国民健康保険特別会計 歳入歳出の主な内訳（本算定ベース）

総額2,042億円
(R5当初:2,034億円)

歳入		歳出	
市町村から徴収 28%	事業費納付金 590億円 (591億円) 【1-1-1-1-001】	市町村へ交付 79%	保険給付費等交付金 (普通交付金) 1,566億円 (1,568億円) P16
国から交付 28%	国庫支出金 療養給付費等負担金 財政調整交付金 保険者努力支援交付金など 576億円 (571億円) 【2-2-1-1-001】		保険給付費等交付金 (特別交付金) 51億円(45億円) P17
一般会計から繰入 6%	一般会計繰入金 126億円(125億円) 【4-2-1-1-001】	社会保険診療報酬 支払基金へ支出 19%	後期高齢者支援金 295億円 (293億円) P18
社会保険診療報酬 支払基金から交付 36%	前期高齢者交付金 742億円 (739億円) 【6-1-1-1-001】		介護納付金 96億円 (100億円) P20
	基金繰入金 1億円(2億円)		基金積立金 26億円 (20億円) P24
1%	その他 7億円(6億円)	財政安定化基金 への積立 1%	その他 8億円(8億円)
1%			

※括弧内の金額は前年度当初予算額

令和5年度
宮城県国民健康保険運営協議会
(第2回)
令和6年2月9日
宮城県保健福祉部国保医療課

【参考】国民健康保険特別会計の主な歳入・歳出科目

■ 歳入

(1) 事業費納付金

- ・都道府県単位化以降、県が財政運営の責任主体となり、保険給付費等交付金等の費用に充てるため、毎年度県が決定し、市町村から徴収している納付金。財源は被保険者の保険料等。
- ・県全体で推計した保険給付費等から、国庫支出金等の収入を差し引き、県全体の納付金額を算定し、所得水準・被保険者数等により按分することで、各市町村の納付金を算定する。

(2) 国庫支出金の主な項目

①療養給付費等負担金

- ・県が支払う療養給付費等に対し、国が定率32%を負担するもの。

②調整交付金

- ・普通調整交付金：都道府県間の財政力（所得水準等）の不均衡調整のため交付。
- ・特別調整交付金：交付基準に基づき、災害その他特別な事情がある場合に交付。

③保険者努力支援交付金

- ・保険者（県・市町村）における医療費適正化への取組等を評価する指標に基づき、達成状況に応じて交付（取組評価分）。その他、令和2年度から事業費・事業費連動分が追加。

(3) 県一般会計繰入金

- ・療養給付費等の9%相当額を一般会計から繰り入れるもの。
※高額医療費負担金対象額（1件80万円超）の1/4相当等その他の一般会計繰入金もあり。

(4) 前期高齢者交付金

- ・前期高齢者の加入割合に応じて、社会保険診療支払基金（以下、「支払基金」）から交付。
※国保のように被保険者における前期高齢者の割合が高い保険者は、保険給付の支払いに要する費用負担が大きくなることから、年齢構成に伴う保険者間の負担の不均衡を調整するため、前期高齢者の加入割合の低い保険者から納付金を集め、当該財源をもとに加入割合が高い保険者に交付される。
※令和6年度歳入742億円の内訳は、当該年度概算額677億円、前々年度精算額65億円（うち納付金引下に充当39億円、基金への積立26億円）である。

■ 歳出

(1) 保険給付費等交付金

①普通交付金

- ・市町村が行った保険給付の実績に応じ、市町村の交付申請に基づき、その同額を交付する。

②特別交付金

- ・市町村の特別の事情に対して交付するもので、特別調整交付金のうち市町村のために交付される部分、県繰入金のうち個別の市町村に交付する部分等がある。

(2) 後期高齢者支援金

- ・後期高齢者医療制度の財源の一部（約4割）を、国保等の医療保険者が、被保険者から後期高齢者支援金分の保険料として徴収し、支援金として一括納付するもの。県は支払基金から提示された額に基づき納付。

(3) 介護納付金

- ・介護保険制度の財源の一部（約3割）を、国保等の医療保険者が、40歳以上65歳未満の被保険者から介護保険料として徴収し、納付金として一括納付するもの。県は支払基金から提示された額に基づき納付。

以上